

都市計画マスタープランの地区別方針エリア内における都市計画手法を活用した地区一覧

環境まちづくり部資料8-2  
令和5年12月1日

	NO	告示日	地区名	都市計画手法	高さ	地区計画高さ	都市マスの地域・地区	都市マス地区別の周辺の地区計画高さ	貢献内容
【現行 都市マス	1	R4.10.20	富士見二丁目3番	・第一種市街地再開発事業 ・再開発等促進区を定める地区計画（都） （飯田橋駅西口地区(B)）	130・40	130・40	飯田橋・富士見地域 地区①〈富士見二丁目（一部） 飯田橋一・二・三・四丁目〉	【飯田橋二・三丁目地区地区計画】 ●B-2：130m（飯田橋駅東） 【飯田橋駅西口地区地区計画】 ●A：150m（飯田橋駅西口）	・有効空地 ・区道278号線の拡幅 ・子育て支援施設の整備 ・飯田橋駅前空間整備
	2	R3.6.18	飯田橋駅東	・第一種市街地再開発事業 ・高度利用地区 ・用途地域の変更（都） ・地区計画（飯田橋駅二・三丁目地区(B-2)）	130	130	飯田橋・富士見地域 地区①〈富士見二丁目（一部） 飯田橋一・二・三・四丁目〉	【飯田橋駅西口地区地区計画】 ●A：150m（飯田橋駅西口） ●B-1：130m（富士見二丁目3番） ●B-2：40m（富士見二丁目3番）	・有効空地 ・飯田橋駅との歩行者ネットワーク整備
	3	R3.4.6	神田小川町三丁目西部南	・第一種市街地再開発事業 ・高度利用地区 ・地区計画（神田小川町三丁目西部南地区）	120	120	神田公園地域 地区③〈神田小川町一・二・三丁目〉	【神田錦町北部周辺地区地区計画】 ●A・B：28,45,総100m 【神田美土代町周辺地区地区計画】 ●A・B：28,45,総70,総100m 【神田淡路町周辺地区地区計画】 ●A：100m	・有効空地 ・住宅整備
【改定前 都市マス	4	R2.10.6	内神田一丁目	・都市再生特別地区（都） ・地区計画（内神田一丁目南部地区(A-1)）	130	130	神田公園地域 地区②〈内神田一・二・三丁目〉	【内神田一丁目地区地区計画】 ●A：50,総75m ●B：45,総70m ●C：40,総60m 【内神田二丁目地区地区計画】 ●A：50,総75,総100m ●B：45,総70,総100m ●C：40,総60,総100m	・有効空地 ・道路の無電柱化、美装化 ・防災給着場の整備 ・インベーション、産業支援施設の整備 ・地域冷暖房施設の整備（DHC）
	5	H26.1.27	神田練塀町	・第一種市街地再開発事業 ・高度利用地区 ・用途地域の変更（都） ・地区計画（秋葉原駅付近地区(g)）	115	115	和泉橋地域 地区②〈神田練塀町、神田松永町、神田相生町、神田花岡町、神田佐久間町一丁目〉	【秋葉原駅付近地区地区計画】 ●g・h：60,85,115m	・有効空地 ・住宅整備 ・道路の無電柱化 ・公共広場の整備
	6	H23.8.19	紀尾井町南 （東京ガーデンテラス紀尾井町）	・再開発等促進区を定める地区計画（都） （紀尾井町南地区(区域1)）	-	180	番町地域 地区④〈紀尾井町、麴町六丁目（一部）〉	【紀尾井町地区地区計画】 ●B・D：16m（道路境界より10m）	・有効空地 ・地下広場 ・自動車車路整備 ・バス、タクシー乗降場整備
	7	H22.3.5	神田駿河台四丁目6 （御茶ノ水ソラシティ）	・都市再生特別地区（都） ・地区計画（神田淡路町周辺地区(A)）	118	100 ただし、良好な市街地環境の形成に資すると区長が認めた場合はこの限りでない。	万世橋地域 地区⑤〈神田駿河台一（一部） 三・四丁目〉	【神田駿河台東部地区地区計画】 ●A：105m	
	8	H20.6.20	神田駿河台三丁目9 （三井住友海上）	・都市再生特別地区（都） ・地区計画（神田駿河台東部地区(A)）	105	105	万世橋地域 地区⑤〈神田駿河台一（一部） 三・四丁目〉	【神田淡路町周辺地区地区計画】 ●A：100m	
	9	H20.10.16	飯田橋駅西口 （サクラテラス）	・第一種市街地再開発事業 ・再開発等促進区を定める地区計画（飯田橋駅西口地区(A)）	150	150	飯田橋・富士見地域 地区②富士見一・二丁目（一部）、九段北二・三丁目（一部）、九段南二丁目（一部）		・有効空地 ・道路整備 ・住宅整備 ・駅前広場
	10	H19.4.6	淡路町二丁目西部 （ワテラス）	・第一種市街地再開発事業 ・都市再生特別地区（都） ・地区計画（神田淡路町周辺地区(B)）	165	165	万世橋地域 地区④〈神田淡路町一・二丁目、 神田須田町一丁目〉	【神田淡路町周辺地区地区計画】 ●A：100m ●C：100m ●D：100m 【中神田中央地区地区計画】 ●A：26,40,総合設計 ●D：26,36,総合設計	・有効空地 ・無電柱化等の道路整備 ・生活利便施設整備 ・環境、地域防災向上 ・住宅整備 ・都市計画公園の再編、拡充 ・地域コミュニティ施設整備
	11	H18.2.23	平河町二丁目東部南 （森タワー）	・第一種市街地再開発事業 ・高度利用地区 ・地区計画（平河町二丁目東部地区(A-1)）	125	-	番町地域 地区⑤〈平河町一丁目、平河町二丁目、筆町〉	【平河町二丁目東部地区地区計画】 ●B-1：100m	・有効空地 ・道路拡幅整備 ・地域防災向上 ・住宅整備 ・公共広場整備
	12	H12.3.17	富士見二丁目北部 （飯田橋プレーン）	・第一種市街地再開発事業 ・高度利用地区 ・用途地域の変更（都） ・地区計画（富士見二丁目北部地区(A)）	140	-	飯田橋・富士見地域 地区①〈富士見二丁目（一部） 飯田橋一・二・三・四丁目〉	【飯田橋二・三丁目地区】 ●B-2：130m（飯田橋駅東）	・有効空地 ・道路拡幅整備 ・地域防災向上 ・住宅整備 ・公共広場整備
	13	H10.6.15	西神田三丁目北部西 （千代田ファーストビル西館）	・第一種市街地再開発事業 ・高度利用地区 ・地区計画（西神田三丁目北部地区(西)）	135	-	神保町地域 地区④〈西神田一・二・三丁目、 神田神保町一（一部） 二（一部） 三丁目（一部）〉		・有効空地 ・道路拡幅整備 ・地域防災向上 ・住宅整備 ・公共広場整備

※<sub>1</sub>都市計画マスタープランの地区別方針において中層、中高層の記載があるエリアに限る  
※<sub>2</sub>総合設計制度は対象外